

別表2 監視回数基準

ランク	監視指導回数	業種等					
		許可施設	対象施設数	施設数×回数	不要許可施設	施設数×回数	
A	年6回以上	食品の県内流通拠点となる施設 (地方卸売市場)魚介類せり売営業・魚介類販売業等	20	120	食品の県内流通拠点となる施設 (地方卸売市場)野菜果実販売業・食品販売業等	37	222
B	年2回以上	大規模食品販売施設	42	84	大規模食品販売施設	30	60
C	年1回以上	飲食店営業等 ・飲食店営業(仕出し・弁当、居酒屋等) ・食肉処理業 ・乳処理業	143	143	集団給食施設(5年に1回) ・学校および学校給食センター	50	10
					・病院・診療所		
		販売業 ・中規模食品販売施設	299	299	・その他(社会福祉施設)	61	12
					販売業 ・中規模食品販売施設(2年に1回)		
		製造業(広域流通) (菓子製造業、そうざい製造業、豆腐製造業、魚肉ねり製品製造業、食肉製品製造業、乳製品製造業、アイスクリーム類製造業、酒類製造業、めん類製造業)	34	34	・市民市場	70	70
					製造業(広域流通) (きりたんぼ製造業)		
	HACCPIに基づく衛生管理を行っている施設	9	9				
D	営業許可更新時等実情に応じて	飲食店営業等 (飲食店営業、喫茶店営業(自動車・自動販売機を含む)、食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業)	3,449	1,035	製造業 (魚介類加工業、きりたんぼ製造業、漬物製造業、しょっつる製造業)	87	9
		製造業 (そうざい製造業、菓子製造業、めん類製造業、豆腐製造業、ソース類製造業、アイスクリーム製造業、添加物製造業、かん詰又はびん詰製造業、酒類製造業、食用油脂製造業、納豆製造業、みそ製造業、醤油製造業、氷雪製造業、あん類製造業)			366		
		販売業 (食肉販売業、魚介類販売業、乳類販売業、氷雪販売業)	1,014	243	その他 (食鳥卵選別包装業、乳さく取業)	7	1
					その他の集団給食施設 (事業所、その他の給食施設)	8	1
		合計		5,409	2,095		2,575